

令和7年度農業経営力向上支援事業 公募要領

神戸市経済観光局

第1 事業の目的

近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足が進み、産地の維持や農村地域の保全管理に支障が生じており、早急に多様な担い手を育成・確保することが求められている。

そこで、集落営農組織を対象に、農業用機械、施設及び設備の導入に係る費用の一部を支援することによって、農業経営の改善を図るとともに、地域農業の活性化を推進する。

第2 事業対象者

次の要件をすべて満たす神戸市内の集落営農組織を対象とする。

- (1) 市内で営農地を有するもしくは市内の農地で農作業受託を行うもの。
- (2) 組織の代表者および規約の定めがあるもの。
- (3) 収支を組織専用の口座で管理していること。

第3 事業内容

集落営農組織の発展（規模拡大、法人化、広域化等）のために要する施設、農業用機械及び設備（以下、「施設等」とする。）の導入に係る経費の一部を補助する。

第4 成果目標

事業実施の翌年度から、2年以内に経営規模（農作業受託面積を含む）を5%以上増加させることとする。

第5 補助率及び補助金の額

事業を実施する場合の補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、次の通りとする。

- (1) 補助率は、事業に要する経費の50%以内とし、補助金額は1,000千円を上限とする。
- (2) 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第6 重複申請の制限

- 1 年度内に、同一の事業主体が本事業へ複数回申請することはできないものとする。
- 2 前年度及び前々年度に本事業を実施した事業主体は、本事業へ申請することはできないものとする。ただし、当該実施時の事業実施計画書に掲げた成果目標をすでに達成している場合は、この限りではない。

第7 補助金の返還

補助金の交付を受けた者が、第4の成果目標を達成することができないと認められる場合、又は、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当する場合は、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができるものとする。

第8 事業の実施期間

補助対象事業は、補助金の交付決定の日から令和8年3月末までに完了すること。

第9 募集方法

市ホームページ等において募集する。

第10 スケジュール

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 募集期間 | 令和7年5月19日（月曜）～令和7年6月16日（月曜） |
| 2 審査期間 | 令和7年6月下旬～7月上旬予定 |
| 3 審査結果の通知 | 令和7年7月中旬予定 |

第11 申請方法

事業の実施を希望する者は、次のとおり申請の手続きを行うこととする。

なお、提出書類については返却しない。

1 提出書類

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 応募申請書（様式第1号） | 1部 |
| (2) 事業実施計画書（様式第2号） | 1部 |
| (3) (2)の計画書に記載している添付資料 | 1部 |
- ・組織の規約、法人の場合は定款
 - ・構成員名簿
 - ・組織の収支を管理している金融機関の通帳の写し（口座名義、口座番号が分かる部分）
 - ・設計書（見積書、カタログ等）
 - ・導入する農業機械等の設置・保管場所の位置図、写真

2 提出方法

下記あてに、提出書類を持参、郵送またはE-mailにより提出すること。

3 提出先

【営農地が西区の方】

〒651-2124

神戸市西区伊川谷町潤和1058

西神文化センター2階 神戸市経済観光局西農業振興センターあて

E-mail:noushin_nishisato@office.city.kobe.lg.jp

【営農地が北区の方】

〒651-1302

神戸市北区藤原台中町1-2-1

北神中央ビル6階 神戸市経済観光局北農業振興センターあて

E-mail:kita-nougyoushinkou@office.city.kobe.lg.jp

4 受付期間

令和7年5月19日（月曜）～令和7年6月16日（月曜）必着

ただし、持参の場合は、上記期間の平日、午前9時～正午、午後1時～午後5時とする。

第12 審査基準等

補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付対象者」という。）の審査基準は、それぞれ次の通りとする。

ア. 事業計画等について

- ・事業を実施する体制が整っていること。
- ・問題解決に向けた自発的な取組みが、具体的かつ適当であること。

イ. 事業内容（導入予定機械等）について

- ・事業内容が、本事業の主旨に合致していること。
- ・導入予定の機械等の規模が、事業計画に対し、適正であること。

ウ. 事業実施後の展望について

- ・成果目標の達成に向けた事業効果が期待できること。
- ・生産規模拡大や耕作放棄地の発生防止に貢献できること。

第13 審査方法

市において、応募者が事業要件を満たし、応募書類がすべて整っていることを確認した後、前記の審査基準に基づき審査を行い、採択優先順位を定め、補助金交付対象者を選定する。なお、審査を行うにあたり、必要に応じて応募者との面談等を行う。

また、審査の経過は応募者には通知せず、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じない。

第14 審査結果の通知

審査の結果については、補助金交付対象者の決定後、速やかに応募者に対して通知する。

第15 その他

令和7年度農業経営力向上支援事業の実施にあたっては、経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱及び農業経営力向上支援事業実施要領ならびに神戸市補助金等の交付に関する規則により手続きを行う。

<問い合わせ先>

【営農地が西区の組織】

神戸市西区伊川谷町潤和1058 神戸市経済観光局西農業振興センター

TEL:078-975-6860 FAX:078-975-6828

E-mail:noushin_nishisato@city.kobe.lg.jp

【営農地が北区の組織】

神戸市北区藤原台中町1-2-1 神戸市経済観光局北農業振興センター

TEL:078-982-2811 FAX:078-982-0479

E-mail:kita-nougyoushinkou@city.kobe.lg.jp